

新型コロナウイルス

感染症対策本部長

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

第2次補正予算案を改善し 中小業者支援の強化を求める要望

2020年6月3日
全国商工団体連合会
会長 太田義郎

2020年度第1次補正予算が4月30日に成立・執行され、続く第2次補正予算案が5月27日に閣議決定されました。

5月8日に提出した私どもの要望が一部反映されるなど、評価できる部分もありますが、国内総生産（GDP）の2四半期連続の落ち込み、「（景気は）急速に悪化が続いている」とした5月の月例経済報告など、新型コロナウイルス感染拡大による経済危機は深刻かつ長期に及ぶことが避けられない状況です。

「中小企業白書2020」が明らかにしたように、小規模な宿泊業や飲食サービス業は、給与などの固定費を賄う手元資産が3カ月から半年分しかありません。

あまりにも「遅く、少なく、使いづらい」政府の施策では、この危機を打開することはできません。かつてない経済危機に立ち向かう中小業者への支援強化という側面から見れば、第2次補正予算案のさらなる補強が必要です。

こうした現状を踏まえ、以下の対応を緊急に実行するよう要望します。

1、予算化された施策を必要とするすべての事業者迅速に行き渡らせ、手遅れによる廃業・倒産を出さないこと

- ①「家賃支援給付金」の対象要件を「収入が減少したすべての中小・小規模事業者」とし、「前年同月比で50%以上の売り上げ減少」か「連続する3カ月の売り上げが前年同期比で30%以上減少」に至らない中小業者を排除しないこと。

月額上限を個人と法人で差別せず、実際の家賃分を全額補填すること。審査基準月を今年2月以降の任意の3カ月とし、速やかな支給を可能にすること。

- ②持続化給付金を文書でも受け付け、サポートセンターで親身に相談に乗るなど対応改善を徹底し、審査から給付までの時間を大幅に短縮すること。

不透明な事務委託を改め、情報公開を徹底するとともに、速やかに省庁の責任で給付を行うよう態勢を変更すること。

- ③雇用調整助成金を「支給を前提」とした制度に転換し、手元資金に乏しい中小業者が休業手当を迅速に支払えるよう、申請後、直ちに給付を行う「概算払い制度」を創設すること。「開店休業状態」「時短営業」などによる従業員の減収分も対象にするなど、早急に改善すること。拡充された制度を遡及適用し、特例措置の期限について9月末から当面12月末まで延長すること。

2、資金繰り支援を迅速かつ柔軟に行うこと

- ①日本政策金融公庫が行う特別貸付や民間金融機関を通じた資金繰り支援については、「借入れ実績のある場合は前年度の売り上げ分までの申し込みは即決で融資を実行する」「制度の違いを問わず、借り換えを認めることを原則とする」など、迅速かつ柔軟な対応を行うよう徹底すること。

代位弁済中などを理由にした門前払いを戒め、「申し込みは必ず受け付けて審査し判断する」よう対応の改善を徹底すること。

- ②民間金融機関が国の制度と同等の条件で資金供給するよう、指導・監督を強めること。

3、予備費に10兆円を積み増すのではなく、中小業者支援策の拡充・継続実施に回すこと

- ①持続化給付金の対象について、「前年同月比50%減少」の要件を撤廃し、新型コロナウイルス危機の影響を受けて売り上げが減少しているすべての中小事業者へと拡充し、新型コロナウイルス禍が終息するまで継続して支給すること。

- ②1人10万円の特別定額給付金を拡充し、継続実施すること。

- ③国民健康保険の傷病手当金を個人事業主・フリーランスに支給する自治体への財政措置を行うこと。

- ④事業の転換や再開、資金確保を支援するために、所得税、法人税、消費税、固定資産税などの納税緩和制度の積極的活用に加え、中小業者・フリーランスの売り上げが対前年比30%以上減少する場合は免除・執行停止にすること。

- ⑤すでに納付が完了している税金や社会保険料の延滞税は、徴収を免除し、執行停止にすること。

4、税金の集め方と使い道を新型コロナウイルス危機打開優先へと転換すること

- ①F35 戦闘機など防衛装備品の爆買い、イージス・アショアや辺野古新基地建設といった不要不急の財政支出を中止し、医療・教育・生業・生活の支援に優先して配分すること。

- ②生活や生業を応援し、景気回復を図るためにも、消費税率の引き下げを決断し、インボイス制度の実施を中止すること。

以上